

社保研究部だより

診療報酬改定に関する疑義解釈通知

厚労省は、歯科診療報酬改定に関する疑義解釈を通知した。疑義解釈の抜粋を掲載する。4月15日付全国保険医新聞と合わせて参考にされたい。

4月26日

【総合医療管理加算、歯周病ハイリスク患者加算】
▶問3 「B 000-4」歯科疾患管理料の注10に掲げる総合医療管理加算を算定している糖尿病の患者に対して、「I 011-2」歯周病安定期治療の注4に掲げる歯周病ハイリスク患者加算は算定可能か。

（答）算定可能。
【口腔内装置】
▶問4 「I 017」口腔内装置の「ヌ 外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置」について、算定留意事項通知の（18）において「当該外傷歯の受傷日から起算して1年を超えた場合は、算定できない。」とされているが、受傷日について、どのように考えればよいか。

（答）患者が、当該外傷の受傷時に、口腔内装置を算定する保険医療機関を受診した場合は当該保険医療機関の受診日、それ以外の場合は患者又はその家族から聞き取った受傷日を受傷日とする。

▶問5 「I 017」口腔内装置の「ヌ 外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置」について、算定留意事項通知の（18）において「当該外傷歯の受傷日から起算して1年を超えた場合は、算定できない。」とされているが、令和6年5月以前に受傷した場合について、どのように考えればよいか。

（答）当該外傷の受傷日から起算して1年以内であれば、受傷日が令和6年5月以前であっても、「I 017」口腔内装置の「ヌ 外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置」を算定して差し支えない。

▶問6 「I 017-2」口腔内装置調整・修理の注2において、「口腔粘膜等の保護のための口腔内装置」とあるが、当該装置は「I 017」口腔内装置の算定留意事項通知の（1）のイからヌのうちどれが該当するのか。

（答）「I 017」口腔内装置の算定留意事項通知の（1）のチ「不随意運動等による咬傷を繰り返す患者に対して、口腔粘膜等の保護を目的として制作する口腔内装置」が該当する。

【機械的歯面清掃処置】
▶問7 「I 030」機械的歯面清掃処置の算定留意事項通知（3）について、当該処置を月に1回算定可能な患者として、「B 000-12」に掲げる根面う蝕管理料の注2に規定する口腔管理体制強化加算を算定する患者であって特に機械的歯面清掃が必要と認められる患者」及び「B 000-13」に掲げるエナメル質初期う蝕管理料の注2に規定する口腔管理体制強化加算を算定する患者」が追加されたが、これらの患者は同月内に当該管理料を算定している必要があるか。

（答）同月内に当該管理料を算定していない場合であっても、同一初診期間中に当該管理料を算定しており、初期の根面う蝕又はエナメル質初期う蝕の管理を行っている場合は算定して差し支えない。

【フッ化物歯面塗布処置】
▶問8 「I 031」フッ化物歯面塗布処置の注2及び注3について、当該処置を「B 000-12」根面う蝕管理料を算定した患者又は「B 000-13」エナメル質初期う蝕管理料を算定した患者に対して算定可能となったが、これらの患者は同月内に当該管理料を算定している必要があるか。

（答）同月内に当該管理料を算定していない場合であっても、同一初診期間中に当該管理料を算定しており、初期の根面う蝕又はエナメル質初期う蝕の管理を行っている場合は算定して差し支えない。

【有床義歯修理】
▶問11 磁石構造体が装着された一床の有床義歯において、必要があって複数の磁石構造体の再装着を行う修理を実施する場合、「M029」有床義歯修理の算定についてどのように考えればよいか。

（答）装着を行う磁石構造体1個につき、「M029」有床義歯修理を算定する。例えば、2個の磁石構造体の再装着を行った場合、「M029」有床義歯修理×2として算定して差し支えない。

【歯科矯正相談料】
▶問12 「N 001-2」歯科矯正相談料を算定した場合、「N 003」歯科矯正セファログラムは別に算定できるか。

（答）歯科矯正相談料1を算定する歯科医療機関（「N 000」歯科矯正診断料の注1又は「N 001」顎口腔機能診断料の注1に規定する施設基準に係る届出を行っている歯科医療機関）においては別に算定可能。

▶問13 「N 001-2」歯科矯正相談料を算定した患者について、当該歯科矯正相談にあたって「N 003」歯科矯正セファログラムを別に算定した場合、歯科矯正

診断に係る「N 003」歯科矯正セファログラムの取扱いについてはどのように考えればよいか。

（答）「N 000」歯科矯正診断料の算定留意事項通知（8）及び「N 001」顎口腔機能診断料の算定留意事項通知（7）と同様に、歯科矯正相談にあたって「N 003」歯科矯正セファログラムを算定した日から起算して3月以内に、歯科矯正診断を行うに当たっての「N 003」歯科矯正セファログラムは別に算定できない。

【情報通信機器を用いた歯科診療】
▶問15 厚生労働省「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」において、「厚生労働省が定める研修受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得しなければならない。」とあるが、歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注12に掲げる施設基準に係る届出を行う場合、当該研修を受講しなければ届出はできないのか。

（答）そのとおり。なお、令和6年6月診療分の施設基準の届出に限っては、「初診料の注16及び再診料の注12に掲げる情報通信機器を用いた歯科診療の施設基準に係る届出書添付書類」（様式4の3）に受講番号等を記載する代わりに、厚生労働省医政局歯科保健課または日本歯科医師会が実施するオンライン診療に係る研修を6月中に受講予定である旨を記載すれば良い。

ただし、令和6年7月診療分以降も引き続き施設基準を満たす場合には、当該研修を受講の上、再度、施設基準に係る届出を行う必要がある。

【医療情報取得加算】
▶問8 「A 002」再診料の注11に規定する医療情報取得加算3及び4について、「A 000」初診料の注14に規定する医療情報取得加算1又は2を算定した月に、再診を行った場合について、算定できるか。また、医療情報取得加算1又は2について、医療情報取得加算3及び4を算定した月に、他の疾患で初診を行った場合について、算定できるか。

（答）いずれも算定不可。
▶問9 医療情報取得加算3及び4について、それぞれ、3月に1回に限り所定点数に算定することとされているが、同加算3を算定する患者について、3月以内に同加算4は算定可能か。また、同加算4を算定する患者について、3月以内に同加算3は算定可能か。

（答）いずれも算定不可。医療情報取得加算3又は医療情報取得加算4のいずれかを3月に1回に限り算定できる。

【クラウン・ブリッジ維持管理料】
▶問11 クラウン・ブリッジ維持管理料の「注1」に係る地方厚生（支）局長への届出を行っていない保険医療機関において、第12部の通則第8号に規定する歯冠補綴物以外の歯冠補綴物を製作し、装着した場合の費用については、所定点数の100分の100に相当する点数により算定可能か。

（答）算定可能。
【歯科衛生実地指導料】
▶問13 算定留意事項通知の「B 001-2」歯科衛生実地指導料の留意事項通知（3）及び「C 001」訪問歯科衛生指導料の留意事項通知（6）において、患者に提供する文書に当該指導を行った歯科衛生士の氏名を記載することとされているが、必ず姓名双方の記載が必要なのか。

（答）カスタマーハラスメントの防止等の観点から、名字のみの記載とすることは可能。

【回復期等口腔機能管理料】
▶問14 回復期等に関する口腔機能管理を必要とする患者の場合であって、う蝕や歯周病等がない場合等については、算定するに当たって用いる傷病名はどのようなものが考えられるか。

（答）当面は、傷病名を「回復期口腔機能管理中」として差し支えない。

【訪問歯科衛生指導料】
▶問20 「C 001」訪問歯科衛生指導料の注3に規定する複数名訪問歯科衛生指導加算について、算定留意事項通知の（4）において「複数名による訪問歯科衛生指導の必要性については、前回訪問時の状況等から

判断する。」とあるが、当該医療機関からの直近の訪問が、歯科衛生士のみによる訪問歯科衛生指導であった場合について、どのように考えればよいか。

（答）歯科医師が前回訪問した時の状況及び訪問歯科衛生指導を行った際の歯科衛生士の報告等を踏まえ、歯科医師が総合的に判断することとする。

【加圧根管充填処置】
▶問21 「C 001-7」在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料について、例えば、「C 001-3」歯科疾患在宅療養管理料を算定した日と別日に実施した場合であっても当該指導料は算定可能か。

（答）算定可能。なお、「C 001-5」在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料及び「C 001-6」小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定した日と別日に実施した場合であっても同様に算定可能。

【加圧根管充填処置】
▶問22 「I 008-2」加圧根管充填処置の注4に規定するNi-Tiロータリーファイル加算について、「歯科用3次元エックス線断面撮影装置を用いて根管治療を行った場合であって、Ni-Tiロータリーファイルを用いて根管治療を行った場合」に算定することとされているが、Ni-Tiロータリーファイル加算を算定するにあたって、令和6年度診療報酬改定前の施設基準において求められていた手術用顕微鏡加算に係る届出は不要になったということによいか。

（答）そのとおり。
【舌接触補助床】
▶問27 「I 017-1-3」舌接触補助床について、口腔機能低下症の患者に対して製作する場合は、「D 012」舌圧検査を行い、その結果として低舌圧に該当している必要があるのか。

（答）そのとおり。
【装着】
▶問41 「M 005」装着の注1及び注2に規定する内面処理加算について、セメントにプライマー処理等の機能が含まれており、歯質に対する接着力を向上させるためのプライマー処理等が不要である接着性レジンセメントを用いて装着した場合は算定可能か。

（答）算定不可。なお、プライマー処理等の機能が含まれているセメントについても、さらに接着力を向上させる目的で、別にプライマーを用いて歯質に対する処理等を行った場合は内面処理加算を算定して差し支えない。

QRコードから
疑義解釈が閲覧できる



基準改定 金パラ 6月から改定

金パラが6月から下記のとおり引き下げとなる。

金パラ確定点数一覧		現点数 (2024.4)	新点数 (2024.6)	増減 点数
インレー単純 根面板	前・小白	428	418	-10
	大白歯	540	524	-16
インレー複雑	前・小白	757	736	-21
	大白歯	931	901	-30
4分の3冠	前 歯	955	927	-28
	小白歯	895	867	-28
5分の4冠	大白歯	1124	1084	-40
	小白歯	1187	1155	-32
FMC	大白歯	1478	1431	-47
	前歯（単冠）	2087	2036	-51
前装金属冠	前歯（Br）	2087	2040	-47
	小白歯（Br）	2087	1966	-121
	前歯	2087	1966	-121
ポンティック	鑄造・大	1613	1552	-61
	鑄造・小	1322	1276	-46
	前装・前	1888	1852	-36
	前装・小	1522	1476	-46
前装・大	前装・大	1673	1612	-61
	大大・大小	1198	1154	-44
	犬小・小小	992	959	-33
二腕鉤	大白歯	882	854	-28
	小白・犬歯	798	774	-24
	前歯	757	735	-22
コンビCl	大白歯	559	553	-6
	犬歯・小白	517	513	-4
	前歯	497	494	-3
キーパー付き 根面板	前・小白	1056	1232	176
	大白歯	1230	1397	167
鑄造バー		1969	1892	-77